

記入者	白山 亨三	連絡先(内線)	309
-----	-------	---------	-----

## 十和田市事務事業評価シート

### 【事務事業の概要】

整理番号	33	実施計画番号	94
事務事業名	担い手の育成・確保		事業開始年度 平成19年度
担当課名	農林畜産課		事務の種類(選択) 自治事務
根拠法令等	国の成長戦略、攻めの農林水産業	関連事務事業	農林水産業・地域の活力創造本部設置、農業・農村所得倍増目標、人・農地プラン
背景や経緯等	農業や農村を取り巻く状況は、国のTPPへの参加表明に関する新たな影響と農業従事者の高齢化の進展と後継者不足のほか、集落における若年層を中心とした人口流出により、集落機能の存続が危ぶまれている。		
事務事業の目的	力強い農業構造を実現していくために、集落・地域の徹底的な話し合いにより地域農業のあり方について議論を進め、地域農業を担う経営体及び生産基盤となる農地を将来についても確保していく。		
実施状況	「十和田市人・農地プラン(市地域農業マスターplan)」を作成し、同プランに位置付けられる中心経営体に対して、必要な支援(農業新規就農総合支援事業(国の補助事業) 計画受給者数:6個人1夫婦)を行う。		

### 【人件費の推移】

		23年度実績	24年度実績	25年度計画
正職員	従事者数(人)	4	3	3
	活動日数(日)	20	60	80
	人件費(千円)	2,880	6,480	8,640
正職員以外(選択↓)	従事者数(人)			
	活動日数(日)			
	人件費(千円)			

### 【事業費の推移】

事業費合計(千円)	23年度実績	24年度実績	25年度計画
			35,370
うち一般財源	5,211	5,625	120
うち国県支出金		5,625	35,250
うち地方債			
うちその他			

### 【指標】

活動指標	活動指標名①	十和田市人・農地プランに位置付けられた中心経営体(認定農業者)		
	計算式等	単位	23年度実績	24年度実績
		経営体	-	135
	活動指標名②	十和田市人・農地プランに位置付けられた中心経営体(集落営農組合)		
	計算式等	単位	23年度実績	24年度実績
		経営体	-	7
成果指標	成果指標名①	十和田市人・農地プランに位置付けられた中心経営体(認定農業者)		
	計算式等	単位	23年度	24年度
		経営体	目標値	860
			実績値	135
			達成度(%)	16%
	成果指標名②	十和田市人・農地プランに位置付けられた中心経営体(集落営農組合)		
	計算式等	単位	23年度	24年度
		経営体	目標値	30
			実績値	7
			達成度(%)	23%

## 十和田市事務事業評価シート

整理No	
計画No	94

### 【担当課による検証】

ポイント		検証(選択)	評価	点数	合計	検証の理由
妥当性	① 市民ニーズ等から見る妥当性 市民ニーズや時代潮流の変化により、事務事業の役割が薄れていないか	A 薄れていない B 幾分薄れている C 薄れている	A	2	4	存在意義の見直しの余地 0 / 4 TPPへの参加表明、農家の高齢化(平均年齢66歳)及び耕作放棄地の増加により、農業の将来像を描けない地域が増えていることから、「十和田市人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体(認定農業者及び集落営農組織)の育成が求められている。
	② 実施主体である妥当性 行政が実施することが妥当か(民間と競合していないか)	A 妥当である B あまり妥当ではない C 妥当ではない	A	2		
有効性	③ 活動指標から見る有効性 活動指標の実績は、順調に推移しているか	A 順調である B あまり順調ではない C 順調ではない	B	1	3	成果向上の余地 3 / 6 国の施策に沿った形で、市全域(10地区)で人・農地プランを作成したことにより、国の支援を受けられる中心経営体として、「認定農業者135経営体」「新規就農者10人」「集落営農団体7団体」となっている。また、集落営農団体のうち5団体について、平成26年度末までに法人化する計画で進んでいる。
	④ 成果指標から見る有効性 成果指標の目標達成状況は、順調に推移しているか	A 順調である B あまり順調ではない C 順調ではない	B	1		
	⑤ 事務事業の見直しの余地 成果を向上・安定させるため、事務事業の見直しの余地はあるか	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	B	1		今後は、まだ中心経営体となっていない認定農業者等の加入を促していく必要があります。
効率性	⑥ 事業費の削減の余地 事務手順の見直しや正職員以外での対応により、成果を下げずにコスト削減は可能か	A コストに無駄がない B 検討の余地あり C 可能である ★ 実施済	A	2	6	コスト削減の余地 0 / 6 国の施策に沿った形で、中心経営体及び農地の確保に向けて、無駄なく効率的に取り組んでいる。
	⑦ 他の事務事業との統合・連携 類似又は関連事業との統合・連携により、成果を下げずにコスト削減は可能か	A コストに無駄がない B 検討の余地あり C 可能である ★ 実施済	A	2		
	⑧ 民間委託等 民間委託・指定管理者・PFI等により、成果を下げずにコスト削減は可能か	A コストに無駄がない B 検討の余地あり C 可能である ★ 実施済	A	2		
公平性	⑨ 受益の偏り 現在の受益は公平か。特定の個人・団体に受益が偏っていないか	A 偏っていない B 少少偏っている C 偏っている	A	2	4	受益者負担適正化の余地 0 / 4 国の施策では、「十和田市人・農地プラン」の中心経営体としての認定農業者や集落営農組織の育成・確保及び支援を図ることとしているため、受益に偏りが見られない。
	⑩ 受益者負担の見直しの余地 現在の受益者負担は適切か。見直しの余地はあるか	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	A	2		
				現在の適性 17 / 20	改善の余地 3 / 20	

### 【点数化による検証】

当該事業の現在の適性は20点中 17 点です。

当該事業の改善の余地は20点中 3 点です。

### 【担当課長による評価】

当該事業の平成25年度の方向性(選択)

⇒ さらに重点化を図る

### 方向性の理由

平成24年12月の政権交代を期に総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」を設置し、農業改革の本格検討に入る予定で、「攻めの農林水産業」を柱に「農業・農村の所得を10年で倍増させる」との目標を掲げており、政権交代以前の農業政策と大きく変わろうとしているところである。また、TPPへの参加表明による農業への影響が考えられるため、地域における将来の農業ビジョンや方向性について話しあったことをプラン化することで人・農地の問題を解決しようとしております。

### 今後の具体的な取組方策と狙う効果

認定農業者及び集落営農組織等が中心経営体になり、また、各地域はその中心経営体へどうやって農地を集積するかなど、地域農業の在り方等を決めてもらい、話し合いの結果をもとに「十和田市人・農地プラン」を作成したところである。国の農業支援を円滑に受け入れる体制を整えたことで、人・農地の問題解決に向けて、農業後継者を確保・育成して力強い農業構造を実現し、十和田市の農業振興を押し進めます。

## 担い手の育成・確保対策 説明資料

### 【平成 24 年度の制度概要】

#### 1. 背景及び経緯

平成 24 年度以前の農業や農村を取り巻く状況については、国の TPP 参加表明に関する新たな影響、農業従事者の高齢化（平均年齢 66 歳）と後継者不足のほか集落における若年層を中心とした人口流出により、「人・農地問題」が問われ、集落機能の存続が危ぶまれていました。

国は、平成 23 年 10 月に「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・活動計画」を決定し、持続可能な力強い農業の実現のため、大きな柱として新規就農の増大をかけ、「青年就農給付金」が平成 24 年度から実施されているところです。

この事業は、新たに就農を目指す青年への意欲の喚起と就農後の定着にとって画期的な制度であり、十和田市でおこなった事業説明会等へも、40 数名が参加するなど関心の高いものとなっております。

#### 2. 目的

国の「人・農地の問題」の解決に向けた、未来の設計図と言われる地域農業のあり方や地域の中心となる経営体などを定めた、「十和田市人・農地プラン」を市全域にわたり、10 地区に分けて平成 24 年 12 月に制定しました。

これにより 162 中心経営体が、地域の農業の将来についての「十和田市人・農地プラン（市地域農業マスターplan）」に参加し、必要な支援（国の補助事業 農業新規就農総合支援事業や経営体支援事業等）を行うこととしています。

#### 3. 対象事業 新規就農者への支援事業

分類	事業内容	支援額及び支援期間
青年就農給付金 経営開始型 （市で対応）	農業を始めて間もない時期に給付金を給付します。	給付額 150 万円／年 最長 5 年間
青年就農給付金 準備型 （県で対応）	農業技術の研修中に給付金を給付します。	給付額 150 万円／年 最長 2 年間
農の雇用事業（県農業者会議で対応）	農業法人等の人材育成を支援します。	助成額 120 万円／年 最長 2 年間

#### 4. 青年就農給付金 経営開始型（要件）について

農業を始めてから経営が安定するまでの方で、以下の要件を全て満たす方

- ① 原則として 45 歳未満で独立・自営就農する方
- ② 就農する市町村の「人・農地プラン」に位置づけられている方
- ③ 就農後の総所得（本給付金以外）が 250 万円未満の方

※ 農家子弟の方でも

- ア 親と別に独立した経営をする場合
  - イ 親の経営から独立した部門を立ち上げて経営する場合
  - ウ 親元に就農してから5年以内に親から経営を継承する場合
- 給付対象になります。

## 5. 本制度による成果について

平成23年度は、国の補助事業等ではなく市単独費予算（単年度）による、農業担い手への支援事業については、①集落営農モデル推進事業、②農業後継者Uターン等奨励事業、③農業経営コンサルティング事業、④農業経営チャレジ支援事業を実施してきました。

①については、安定的かつ効率的な生産活動の継続を可能とする運営体制を確立するため取り組む集落営農組織に対して補助をしました。

取組営農組織：3経営体、事業費 168千円

②については、農業後継者等の就農を促進するため本市にUターンやIターンし、定住して農業に従事しようとする者に対して支援をしました。

対象者：3名、事業費：2,700千円

③については、これまでの営農形態について経営診断し、経営改善計画により経営改善に取り組む農業者に対してコンサルティング費用を補助をしました。

取組農業者数：2人、事業費：942千円

④については、農地を有効に活用する新たな作物の栽培や独創的な肥培管理などに取り組む営農組織及び農業者に対して補助をしました。

対象者：営農組織 1経営体、農業者3人、 事業費：1,401千円

平成24年度は、国の「人・農地の問題」の解決に向けた、未来の設計図と言われる地域農業のあり方や地域の中心となる経営体などを定めた、「十和田市人・農地プラン」を市全域にわたり、制定しました。

この「十和田市人・農地プラン」の中心経営体となつた新規就農者に対して、国の全額補助事業による担い手・農地総合対策の新規就農・経営継承総合支援事業を活用し、3月に初回分の給付金を支給しました。

対象者：1夫婦、6個人、事業費：5,625千円（半期分を支給）

平成25年度は、この事業は政権が民主党政権から自民党政権に替わった現在でも、名称の変更はありましたが、事業は継続されております。

4月に、「十和田市人・農地プラン」を作成した10地区において、それぞれ集落座談会を開催し、隨時、新たな新規就農者や中心経営体を参加させ、地域の将来に係る話し合いを行い、見直しを図りました。

地域における中心経営体として、地区内で了承を得て、6月に市担い手検討会議の

審査の結果適性と判断されたものを「十和田市人・農地プラン」として更新を行い、  
269中心経営体が参加しております。

対象予定者：5夫婦、16個人、事業費：35,250千円

## 6. 青年就農給付金事業への課題について

事業実施できなかった方の主な理由

①要件の1つである『農地の所有権又は利用権を給付対象者が有しており、給付金対象者の所有と親族以外から貸借が主であること』の要件を満たせない。

(農業者からの意見)

- ・土地が祖父の名義のため、親の兄弟との関係もあり、贈与は難しい。
- ・農地は父の名義だが、既に祖父から生前贈与を受けており、祖父も健在のため、贈与税の関係で名義変更が出来ない。
- ・農地は貸借で持っているが、親族からの貸借だった。
- ・資金の返済の関係もあり、名義変更はできない。

②給付停止要件の1つである『前年の所得が250万円未満であること』の要件を満たせない。

(農業者からの意見)

- ・既に親から経営移譲をし、経営を行っているので、所得250万円は超える。

③要件の1つである『独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満であること』の要件を満たせない。

(農業者からの意見)

- ・なぜ45歳で区切るのか。

④農業者年金との関係で実際は就農していないが、経営移譲の形になっており、対象外となった。

(実際にあったケース)

- ・本人は会社務めであり、この給付金を機に会社を辞め、経営移譲を受けて就農するつもりだったが、農業者年金の関係で7年ほど前から転作のお金を受けている。

## 7. 平成26年度に向けて

当該就農給付金事業は創設から3年目を迎え、5カ年の計画で実施する予定で、新規就農者の申込が増加しております。

国では、持続可能な力強い農業を実現するには2万人／年の青年新規就農者が定着することが必要ですが、実際には1万5千人（平成24年：40歳未満）にとどまり、そのうち定着するのは1万人程度となっております。

国は、政策目標として、青年新規就農者を毎年2万人定着させ、10年後に40代以下の農業従事者を約40万人に拡大することを掲げております。

このため、上記の青年就農給付金事業への課題となっていた親からの経営継承（親元就農から原則5年以内）や親の経営から独立した部門経営でおこなう場合も対象（農地は親からの貸借でも可能）となると、国の平成26年度概算要求で提案されております。

今後、市としましては、担い手の育成・確保をするために、「十和田市人・農地プラン」の中心経営体となる新規就農者を増員し、国の全額補助事業による新規就農・経営継承総合支援事業を活用して給付金を支給し、支援してまいります。

この新規就農者は、自ら、営農収支計画を立てて5年後に農業で自立できるように、それぞれが地域の将来について考え、人と農地問題解決に向けた取組により農業者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の問題を解消するものと考えております。

これと併せて、経営体育成支援事業（農業用機械購入者へ3割の国庫補助）、地域経営担い手育成事業等（営農組合の法人化、労働力不足補完システムの構築、新製品の技術習得等、全額県補助）の事業を行い、担い手の育成・支援を図りたいと考えております。

## 《資料》 平成25年度の事業制度について

### II

### 「人と農地の問題」の解決に向けた取組

- ◇ 我が国の農業・農村は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」があり、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。
- ◇ それぞれの地域で将来について考え、プランを作り、実行していくことによって「人と農地の問題」を解決していくことが大切です。
- ◇ 「人と農地の問題」の解決は、農業政策の基礎中の基礎であり、農林水産省としては、「人・農地プラン」を柱として関連施策を強化し、長期にわたって継続的に実施していきます。
- ◇ 1年経てば、農業者の方も1歳年をとるなど、地域の農業をめぐる状況も変わっていきます。すでに「人・農地プラン」を作成した地域においても、定期的または随時の話し合いを積み重ね、より良い人・農地プランの作成に向けて、見直しを進めましょう。
- ◇ プランの作成や就農者の増加、農地の集積に対して様々な支援が受けられます。

人・農地  
プランの  
策定

- ◇ 地域での話し合いを通じ、人と農地の問題を抱えるすべての市町村、集落等で人・農地プランを策定

新規就農  
の増大

- ◇ 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための給付金の給付等

<当面の施策等>

- 就農前後の青年就農者に対する給付金の給付、法人雇用就農の促進、就農希望者や経営発展を目指す農業者への農業経営者教育の強化

→ 青年新規就農者を倍増(毎年約2万人)

農地集積  
の推進

- ◇ 認定農業者等の地域の中心となる経営体への農地の利用集積を促進し、「平成の農地改革」を強力に推進

<当面の施策等>

- 今後の地域の中心となる経営体への農地集積や分散した農地の連坦化に協力する者への協力金の交付、農地の受け手に対する規模拡大交付金の交付

→ 効率的・安定的な農業経営が大宗(約8割)を占めるような担い手への農地集積を推進

# 1 人・農地プランの策定

「人と農地の問題」の解決に向けて、地域の将来に向けたプランを作り、実行する取組に対して様々な支援が受けられます。

## (1) 人・農地プランとは

人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。集落・地域における話し合いによって、

- ◎ 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- ◎ 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
- ◎ 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）



などを決めていただきます。

## (2) 人・農地プランのメリット

人・農地プランに位置づけられると、様々なメリットがあります。

- ◎ 青年就農給付金（経営開始型）  
※ 準備型（研修中）は、人・農地プランと関係なく給付します
- ◎ 農地集積協力金（中心となる経営体に農地を提供する方）
- ◎ スーパーJ資金の当初5年間無利子化（認定農業者）
- ◎ 経営体育成支援事業

（適切な人・農地プラン作成地区で経営改善を目指す中心経営体等の方）

といった支援を受けることができます。

## (3) 人・農地プランの見直し

人・農地プランは、隨時、見直すことができます。最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。

必要な部分から始めて、順次拡大していくことで構いません。

一旦プランを決めても、

- ◎ 新規就農者が新たに出てきたとき
- ◎ 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
- ◎ 引退を決意して農地集積協力金をもらおうとするとき

などは、見直せば、(2) のメリットを受けられます。

### 〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、地域的なまとまりを持つ農業集落や地域をエリアとすることを基本としますが、地域の実情に応じて複数集落やもっと広いエリアでも可能です。
- 地域の将来に関する話し合いですので、経営主だけでなく奥さんや息子さんも積極的に参加してください。



### 〈市町村による検討会の開催〉

- 市町村は、話し合いを受けて人・農地プランの原案を作成し、農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会を開催します。
- ※ 検討会のメンバーの概ね3割は女性としてください
- 検討会の審査の結果適当と判断されたものは、市町村が人・農地プランとして正式決定します。



## 2 新規就農者への支援

「人と農地の問題」の解決に向けて、農業を始めたい方や新たに人を雇いたいと考えている皆さんを支援します。

### 自ら独立して農業を開始する方

#### 青年就農給付金（経営開始型）

**農業を始めて間もない時期に  
給付金を給付します。**

**[給付額] 150万円／年  
(最長5年間)**

農業を始めてから経営が安定するまでの間で、以下の要件を全て満たす方  
(※1, 2)

- ① 原則として45歳未満で独立・自営就農する方
- ② 就農する市町村の「人・農地プラン」に位置づけられている方  
(見込みも可)
- ③ 就農後の総所得（本給付金以外）が250万円未満の方

※ 1：農家子弟の方でも、  
ア 親とは別に独立した経営をする場合  
イ 親の経営から独立した部門を立ち上げて経営する場合  
ウ 親元に就農してから5年以内に親から経営を継承する場合は給付対象となります。

※ 2：青年就農給付金（準備型）の受給を要件とはしていません。

### 農業法人等へ就職する方

#### 農の雇用事業

**農業法人等の人材育成を  
支援します。**

- 農業法人等が新規就農者を雇用して、栽培技術や経営ノウハウなどの研修を実施する場合に、研修に要する経費を助成します。
- 農業法人等がその職員や後継者を、次世代の経営者として育成するために、先進法人・他産業へ研修派遣する経費を助成します。  
**NEW!**

**[助成額]**

**最大120万円／年／人  
(最長2年間)**

※ 「人・農地プラン」に位置づけられていない方も対象となります。



#### 青年就農給付金（準備型）

**農業技術の研修中に給付金を給付します。**

**[給付額] 150万円／年 (最長2年間)**

道府県農業大学校や都道府県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方で、以下の要件を全て満たす方

- ① 原則として就農予定時の年齢が45歳未満の方
- ② 都道府県が認める研修機関等で概ね1年以上研修する方
- ③ 研修終了後1年以内に就農する方
- ④ 自ら農業経営又は農業法人に雇用されて就農する方

※ 「人・農地プラン」に位置づけられている必要はありません。

### 3 農地集積への支援

「人と農地の問題」の解決に向けて、農地の集積を進めようとする皆さんを支援します。

#### (1) 出し手に対する支援（農地集積協力金）

農地を出すこと(利用権設定又は農作業委託)への踏み切りを支援します。

集落・地域における徹底した話し合いにより、市町村が集落・地域ごとの「人・農地プラン」を作成

##### ① 経営転換協力金

[貸付等を行う面積]	[交付単価](※)
0.5ha以下	: 30万円／戸
0.5ha超2.0ha以下	: 50万円／戸
2.0ha超	: 70万円／戸

※市町村への交付単価です。

##### [交付対象者]

土地利用型農業からの経営転換などをきっかけに  
「人・農地プラン」に位置づけられる中心経営体への  
農地集積に協力していただく

- ① 土地利用型農業から経営転換する農業者
- ② 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ③ リタイアする農業者
- ④ 農地の相続人

- 交付対象者は販売農家とします。
- 交付対象農地は、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人へ10年以上の白紙委任を行った自作地です。
- 25年度から土地利用型作物に加え、樹園地、野菜畑等(土地利用型農業以外)の円滑な経営継承を交付対象に追加します。 **NEW!**

##### ② 分散錯囲解消協力金

##### [交付単価](※)

5千円／10a

※市町村への交付単価です。

##### [交付対象者]

「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体の農地の連坦化に協力していただく

- ① 中心経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者
- ② 中心経営体の経営耕地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者

#### (2) 受け手に対する支援（規模拡大交付金）

安定した土地利用の確保を支援します。

(「人・農地プラン」に位置づけられていない方も対象となります。)

##### [交付単価]

2万円／10a

##### [交付対象者]

農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人を通じて、面的集積(連坦化)して経営規模を拡大する農業者

※ 人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、2筆以上の農地のまとまりがなくても、規模拡大交付金の対象となります。

※ 交付対象作物に制限はありません。

##### ➤ 農地法に基づく遊休農地対策について

上記の支援策と併せて、農業委員会は、遊休農地解消のための法制度を確実に実施(地域の中心となる経営体に貸し付けて、農地を集積する方向に誘導)

農地利用状況  
の調査



遊休農地所有者等に  
対する農地の利用増進  
のための指導

指導致に従わない場合には、  
遊休農地所有者等への通知、勧告、買入協議、  
都道府県知事による調停、裁定といった、特定  
利用権の設定等の手続へ移行

## 4 新規就農・経営継承総合支援事業 【27,997(23,877)百万円】

### 対策のポイント

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、総合的に支援します。

### ＜背景／課題＞

- ・我が国農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が66.2歳（平成24年）と高齢化が進展しています。
- ・持続可能な力強い農業を実現するには、2万人／年の青年新規就農者が定着することが必要ですが、実際には1万5千人（平成24年：40歳未満）にとどまり、そのうち定着するのは1万人程度です。
- ・このため、新規就農し定着する青年農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を約20万人から約40万人に拡大します。

### 政策目標

青年新規就農者を毎年2万人定着させ、10年後に40代以下の農業従事者を約40万人に拡大

### ＜主な内容＞

#### 1. 青年就農給付金事業

20,017(17,490)百万円

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年新規就農者・経営継承者に対して就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付します。

補助率：定額  
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体

#### 2. 農の雇用事業

7,451(5,792)百万円

青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修等に対して支援（最長2年間）するとともに、雇用した新規就農者の新たな法人設立・独立に向けた研修を支援します。

### ＜各省との連携＞

#### ○厚生労働省

雇用就農の際のミスマッチを防ぐため、厚生労働省と連携し、農の雇用に先立ってトライアル雇用奨励金を活用することを推進。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

#### 3. 農業者育成支援事業

529(595)百万円

今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くするとともに、農業界を牽引するトッププロを育成するため、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する高度な農業経営者育成教育機関等を支援します。

また、就農希望者等に対する全国的な求人情報等の提供や就農相談、就業前の短期就業体験（インターンシップ）の実施を支援します。

補助率：定額、1/2  
事業実施主体：都道府県、民間団体

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-3502-6469)]

# 新規就農・経営継承対策の全体像

【26年度概算要求額 27,997(23,877)百万円】

就農準備 (高校卒業後を支援)	就農開始 法人正職員としての就農 確保	独立・自営就農 (※) 青年就農給付金(経営開始型)②	経営確立 農業法人等の次世代 経営者の育成 (農の雇用事業)
所得の確保 最低賃金 (約820円×1800時間) の確保	青年就農給付金(準備型)① 県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家、先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について 年間150万円を最長2年間給付	青年就農給付金(経営開始型)② 人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスターPLANを含む。)に位置づけられている(又は位置づけられると見込まれる)原則45歳未満の独立・自営就農について 年間150万円を最長5年間給付	農業法人等の次世代 経営者の育成 (農の雇用事業) 法人の職員を法人の次世代経営者として育成していくために先進的な農業法人・異業種の法人へ研修派遣する経費を助成(月最大10万円、最長2年間)
技術・経営力の 習得	①②③ 合計で 275億円 ・青年就農給付金 200億円 ・農の雇用事業 75億円	法人側に対して農の雇用事業 ③ ○研修終了後1年内に、独立・自営の経営開始、農業法人等へ就農又は親元への就農をしなかつた場合、及び給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合は全額返還	トッププロを目指す 経営者育成のための 助成
機械・施設の 導入	農業経営者育成教育のレベル アップのための助成	1)法人に就職した青年に対する研修経費として年間最大120万円を助成(最長2年間) 2)雇用した新規就農者の新たな法人設立・独立に向けた研修に必要な経費を助成(年間最大120万円、最長4年間)	就農支援資金(無利子)【拡充】
農地の確保 就農相談等	就農しようとする市町村等とよく相談し、人・農地プランに位置づけてもらい、農地利用の目途をつける ・法人正職員としての就農の内定をもらうなどの事前準備を支援。	農地中間管理機構(仮称)による支援 地域連携推進員による指導 ■が新規就農・経営継承総合支援事業で実施する内容	